

国民健康保険にご加入の皆さんへ

平成30年
8月から

制度改正に伴い

「70歳以上」の方の高額療養費の自己負担上限額が変更になります

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間の公平性が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年8月から、70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額となった場合に、決められた上限額を超えて支払われた金額を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得に応じて決まっています。

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、保険課窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請することができます。(下表中の「現役並みⅢ」と「一般」の方は申請不要)

※「限度額適用認定証」を提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた金額を高額療養費として後日払い戻すよう申請することができます。

●平成30年7月まで

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(総医療費－ 267,000円)×1% <多数回 44,400円 (※2)>
	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下 など)(※3)	8,000円	15,000円

●平成30年8月から

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(総医療費－842,000円)×1% <多数回 140,100円(※2)>	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(総医療費－558,000円)×1% <多数回 93,000円(※2)>	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(総医療費－267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下 など)(※3)	8,000円	15,000円

- ※1 世帯収入の合計額 520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
- ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- ※3 住民税非課税世帯の方には、「限度額・標準負担減額認定証」を発行します。

【問い合わせ先】 市保険課 ☎ 31-0212